

埼玉県難病相談支援センター利用規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県難病相談支援センターの利用について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 埼玉県難病相談支援センターを埼玉県蓮田市黒浜4147 独立行政法人国立病院機構東埼玉病院内に設置する。

(利用時間)

第三条 利用時間は、月曜日～金曜日 午前10時～午後4時までとする。

(定期休日)

第四条 定期休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日を除く。)とする。

(面接・相談時間の変更及び臨時休日)

第五条 研修会や会議の実施等による相談時間の変更、又は定期休日のほか、臨時に休日を設ける必要がある場合には、電話により事務員が対応する。

(面接相談の予約)

第六条 面接での相談を希望する場合には、事前に電話で面接日時を予約して利用する。

(利用の停止等)

第七条 当該職員は、次の各号のいずれかに該当する相談者、面談者の面接相談を中止し、利用を停止することができる。

- 一 第六条に違反し又は当該職員の指示に従わない者
- 二 施設を汚損し、若しくはき損し、又はそれらの恐れがあると認められる者
- 三 大声、暴力等他人に迷惑を及ぼし、又はその恐れがあると認められる者
- 四 相談員等が、脅威を感じたり迷惑を受ける恐れがある場合

附則

平成27年4月1日より施行する